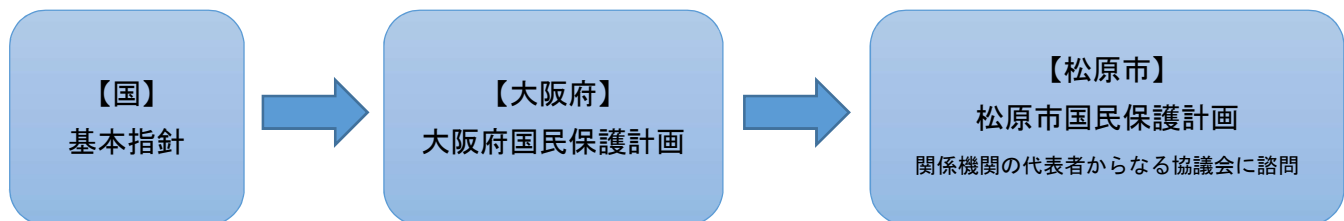


1 松原市国民保護計画とは

この計画は、国民保護法第35条第1項の規定により、政府が定める「国民の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び大阪府が定める大阪府国民保護計画（以下「府計画」という。）に基づき、市が作成しなければならないとされています。

今回の改訂は、国の基本方針の変更を受け、府計画が変更されており、それに伴い本市においても府計画を踏まえた変更を行い計画改訂を行うものです。

2 国民保護計画の体系



3 主な改訂ポイント

①核攻撃等における避難退域時検査及び簡易除染等の実施 [本編 P. 30]

武力攻撃による核攻撃への対処において、避難や一時的に移転させる避難住民等に対する汚染状況を確認する検査や簡易除染等の措置を講ずる旨を追加

②現地調整所の設置・参画等 [本編 P. 47、48]

現地関係機関の円滑な活動を図るための現地調整所の設置を追加

③武力攻撃事態等（緊急対処事態）合同対策協議会 [本編 P. 48、49]

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合に市対策本部が出席することを追加

④J-ALERT、Em-Netによる警報の伝達方法 [本編 P. 53、66]

国との情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）が導入されたことを受けて、文中及び伝達経路図に追加

⑤大規模集客施設等における国民保護措置の実施 [本編 P. 58]

避難措置の指示に伴い、大規模集客施設滞在者等に対して必要な措置をとることを追加

⑥安否情報システム運用開始 [本編 P. 81]

総務省消防庁が運用する安否情報システムを利用して安否情報の収集・提供を行うことを追加

